

R3.3.10 議会運営委員会

- 弘田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、議案の付託等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
- 1. 議案の付託について**
- 弘田委員長 初めに、1ページの資料1、議案の付託についてである。
知事提出議案81件を、お手元にお配りしてある議案付託表のとおり、本日の質問終了後、所管の常任委員会に付託することとしたいが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、さよう決する。
なお、請願の提出はなかったもので、御報告する。
- 2. 次期常任委員について**
- 弘田委員長 次に、次期常任委員についてである。
このことについては、前回の議運で協議が調わなかったため、再度会派に持ち帰って調整していただき、次回の議運で決定することとしていた。
その後、会派間で調整をいただいたので、その結果を8ページの資料2のとおり、お手元にお配りしてある。
令和3年度の各常任委員については、この案のとおりとすることで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、さよう決する。
なお、各委員会別の委員名については、各会派で早急に選任の上、9ページの様式により、明日3月11日木曜日正午までに事務局へ提出願う。
- 3. 東日本大震災十周年に伴う常任委員会での黙とうについて**
- 弘田委員長 次に、10ページの資料3、東日本大震災十周年に伴う常任委員会での黙禱についてである。
このことについては、政府において追悼式を実施することが閣議決定され、あわせて国民各位に対して、震災の発災時刻に黙禱を捧げるよう協力方を要望することとされている。
については、先例もあるので、明日3月11日に開催される各常任委員会において、東日本大震災で被災された方々を追悼するための黙禱を捧げてはと思うが、いかがか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、それぞれの委員会において、黙禱を実施することとし、発災時刻である午後2時46分からの1分間は、各委員会室において、委員長の発声により黙禱を行うということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

4. 委員会のオンライン開催等について

弘田委員長 次に、委員会のオンライン開催等についてである。

この件については、前回の議運で事務局から説明を受け、会派に持ち帰って御検討いただき、次回以降の議運で再度御協議いただくこととしていた。

協議の参考とするため、前回と同じ資料を12ページの資料4としてお示ししてある。

まず、前回県民の会が持ち帰って検討したいとのことであったので、県民の会から御発言願う。

坂本委員 今会期中に結論を出すという問題ではないと思うが、やはり平時のときに議論をしておいて、いざというときには備えられるように。

全国的に見ると、これだけの県が条例化しているし、さらに今後も増えていく可能性があるのではないかと思う。高知県的にも、オンラインでの委員会開催についての条例制定に向けた議論をしていただけたらと思う。

弘田委員長 ほかの会派からの御意見はないか。

梶原委員 先ほどの坂本委員の御所見も踏まえて、今後検討していく場合、先日説明のあった自由な意思の表明の確保や情報セキュリティ対策であるとか、そういった課題も研究しながら、来年度の議運で少しずつ検討も重ねていったらいいのではないかと思う。

弘田委員長 ほかにないか。

(な し)

弘田委員長 それでは、それぞれ御意見をいただいたが、この件については、年度末が迫っており協議できる時間も限られていることから、今期における議論はこの程度にとどめ、次期議運で御協議いただくよう、申し送り事項としたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

5. その他

弘田委員長 最後に、その他で何かないか。

(な し)

弘田委員長 それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、明日3月11日木曜日午前9時から開催す

R3.3.10 議会運営委員会

ることとする。

協議事項は、意見書・決議案の送付先等についてである。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。